公民館報 みまた

発行所
三股町公民館
電話65番
編集責任者
谷口衛
印刷所
都城市北原町宮之西開
合資会社 都城印刷所
電話三九二番

進む都市計画

貫通した都城三股線

かねて皆さんから早期完成を期待されておりました都城三股線が、このほど完通しました。

この事業は、町では昭和三十二年度より都市計画街路改良事業として改良に着工し、昭和三十四年に町内部分の改良を完成していたものでありますが、都城市との連絡がおくれ昭和三十六年度漸く連絡貫通したもので、日豊線南側沿いに三股都城間を直線で結ぶ市員十一米の近代的な交通産業の幹線であります

町は現在この道路の舗装事業を六ヶ年計画により実施中でありますが、この道路が完全に舗装され、町の産業進展の命脈として、浮び上って来るのも長いことではないでしょう。

田園都市をめざす都市計画

都市計画事業として街路の決定を受けている本町の道路は市員十一米のものが七線、市員九米のものが四線（総延長約一三、七〇〇米）ありますが、町はその重要性と将来性を考慮し、先づ最初に着工したのが、今回完通した都城三股線であります。

尚この外一昨年より都城坂元線（山王原地区）の改良事業が実施されて、来たのでありますが、この道路も本年度より改良部分の舗装工事を行うことになっております。

このようにして町の都市計画事業も漸く軌道に乗り将来の田園都市建設に向って堅実な歩みを続けつつあります。

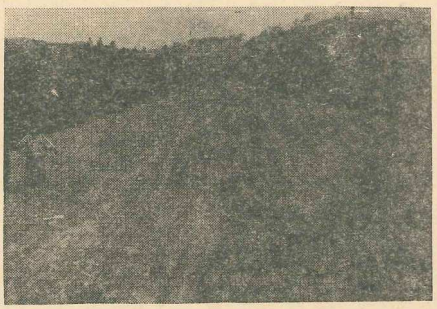

舗装された都城三股線
（昭和36年度施行部分）

今年の都市計画事業

本年町に施行される都市計画事業は次の通りで既に事業費の決定を見ております。

1 都城三股線舗装事業　三百万円
2 都城坂元線改良事業　四百五十万円
3 都城坂元線舗装事業　四百五十万円

町議会だより

○会議の傍聴をいたしましょう

会議は特別の場合を除きすべて公開です、又傍聴席の準備もあります。

次の議会は六月に定例会が招集されますが下旬の予定です。

○第四回臨時町議会

五月四日招集、定刻十時に全議員出席で開会、次の二件を審議午後二時二十分閉会いたしました。

1. 町有土地売買契約の専決について議会の承認を求める件

東原都三道路沿いの町有地分譲地の内一一三坪の売買契約を町長専決で行ったから承認を求めたいとゆうもの

承認決定

2. 助役の専任について議会の同意を求める件

二月以降空席であった助役に総務課長楠見吉雄氏を選任したいので同意をお願いするというもの

同意決定

○前監査委員に感謝状

前の監査委員野崎久則氏は昭和二十八年以来本町監査委員として尽瘁せられ去る三月には長期勤続者として県監査委員協議会長から表彰されましたが今回辞任に際し同氏の功績に対し町長から感謝状が贈呈されました。

御挨拶

助役　楠見吉雄

私は去る五月四日の臨時町議会におきまして町助役に選任同意を戴きまして五月七日付をもって就任いたしました。

もとより浅学非才その任にないのでございますが町職員としての経験を充分に活用いたしまして町政の振興に努力いたすべく決意を新たにいたしております。

御承知のように助役はいわゆる町長の女房役でありまして大河内町政の前衛となり町議会との協調を図り役場職員の融和と統率のもとに町長の施政方針を円滑に運営することがその任務であると心得ております。

何卒今後とも倍旧の御支援と御鞭撻を御願いします。

ここに紙面を御借りいたしまして就任の御挨拶といたします。

御挨拶

蓬原正行

過去四ヶ年大河内町長の膝下で、町議会始め、役場職員、町内各種機関団体及び町民皆様方からの御支援御指導により、町進展の為に助役としての仕事を過誤もなくさせて頂き、ここに任期を無事満了いたしましたことは、私の最も悦びとするところであり感謝に堪えません。衷心より厚く御礼申上げます。

ところが此の度、改めて三股町中央公民館長の職を拝命いたし、教育委員会の中で公民館活動の仕事を共に、かたわら、社会福祉諸団体の御世話もさせて頂くことになりました。

齢はとっていますが幸い、健康には恵まれていますので、残れる生命をこの第三の天職に捧げ尽したいと改めて決意しているところであります。願くば従来にも増して御鞭撻御教示を賜り且つ御遠慮なく御引廻し下さいまして私の仕事が充分皆様の御役に立ちますように、御協力を頂きますことを祈って止みません。

公民館は社会教育の拠点であり且つ実践の場として、その活動は中央地区部落を問わず町民皆様のものであり、皆様の受益のためのものであるとの信念に基いて皆さんと共に力を合せて、五月の館報所載の本年度公民館活動方針を貫きたいと考えていますから何卒宜しく御願いいたします。

人事異動

五月七日発令

町においては助役選任に伴って人事の充実強化をはかって行政の飛躍的な発展を期して人事の異動発令がなされました。

その主なものは次のとおりとなっております。

総務課長　小牧憲三
住民課長　栗野喬夫
建設課長　中村勇夫
企画調査室主幹（総括）　野元正直
企画調査室主幹　桑畑利治

社会福祉協議会費の一括納入について

本町の社会福祉協議会は町からの補助金に加えて、幸いにも、町民の豊かな人情の表れである会費や、特志家の有難い寄附金（忌明香奠返、結婚祝儀及び助け合い寄附等）の成績が良いので、他町村に優る多くの福祉事業が出来ることは私達町民の誇りであり、感激そのものであります。

しかし、何と云っても本協議会の財源の主体は町民から納めて頂く会費であってこれまで規約に従い、年間を四期に分け、一期毎四十円宛、公民館長を経て納めて貰いました。ところが若し一年分（百六十円）を最初に一括納入して頂けば、手数も省け、手違いも起きず且つ協議会の事業が年度始めから不安なく早く活動が出来るわけでありますので、幸い一括納入の出来るお方は是非そのようにお願いいたしたいものであります。公民館長さんの御協力方をも合せてお願いいたします。

（社教常任理事、蓬原）

お互に守りましょう田植標準賃金

五月二十一日招集されました町の農業委員会の会議で昨年度の標準賃金を基礎として審重に検討の上決定されたのであります。従来から田植賃金は部落間によって高低の差があり、或は部落間の農家におきましてもそれぞれ差があります。そこでこのような弊害をなくし町内すっきりした賃金で田植ができるようにするため、この標準賃金が定められるものでありますから各農家の皆さんがこの趣旨を充分理解してお互に守って下さい。標準賃金は次のとおり

一食付	三五〇円	
二食付	三〇〇円	
請田植反当	一、四〇〇円	
馬耕人夫賃一日	四〇〇円	
牛　〃	三五〇円	
請負馬耕		
レンゲ田	反当	
麦　田	一、四〇〇円	
〃	一、一〇〇円	
人馬耕一日	一、二〇〇円	
人牛耕一日	一、〇〇〇円	
耕うん機		
レンゲ田	一、四〇〇円	
麦　田	一、一〇〇円	

農業委員会

中央地区 水道のお知らせ

水道料金が六月一日より計量制に切換えられます。
計量制による料金は次の通りです。

水道料金一覧表（1ヶ月に付）

⊙この額にメーター使用料が加わります

家事並びに一般営業用 使用水量 立方米	料金	使用水量 立方米	料金
0〜8	200	28	500
9	215	29	515
10	230	30	530
11	245	31	545
12	260	32	560
13	275	33	575
14	290	34	590
15	305	35	605
16	320	36	620
17	335	37	635
18	350	38	650
19	365	39	665
20	380	40	680
21	395	41	695
22	410	42	710
23	425	43	725
24	440	44	740
25	455	45	755
26	470	46	770
27	485	以下1立方米毎に15円増し	

工業用
100立方米まで2,000円 1立方米超過につき15円増
官公庁特別用
1立方米につき15円
共用極
一戸につき6立方米まで120円 1立方米越す毎に20円増し

地区巡り 公民館研修会終了

五月十五日　中央地区
〃　十六日　勝岡地区　宮村地区
〃　十七日　樺山地区　長田地区　梶山地区

一、昭和三十七年度施政方針について
一、昭和三十七年度予算について
一、質疑

右のような日程及び研修事項について行われましたが各地区共に多忙時季にもかわらず多数の出席者のもとに開会でき全日程終了できましたことを有難く御礼申上げます。年毎に出席者が増加することは誠に喜びに堪えません。公民館活動と行政とが一体となり御進展を計りたいと考えます。

文化の日には『町造り文化祭を』

部落振興、町造りに懸命の努力を傾けている三股町では、本年度文化の日には、従来のような町民体育大会を止めて、左記のような構想で「町造り文化祭」を行うことになりましたので、町内各種団体同好会及び町民各位におかれては今から早目に事前準備に着手され当日は賑かで有意義な文化祭が出来るように御協力方お願いいたします。

（時）十一月三、四日
（場所）中央公民館その他

一、展示会
①農業構造改善（近代化）関係（農産品及び飼料、同加工品、農薬耕防除器具その他）
②農村の衣食住改善関係もの（町内各婦人会の自主的参加を希望）
③農村のレジャー利用関係もの（町内花卉園芸同好会その他の自主的参加を希望）
④農村家庭電化関係もの
⑤町内各小中学校作品、絵画、統計、農産品及び農機具その他
⑥町内特産品とその即売
⑦各学校、各職場、各課毎の活動をスライドによる紹介
二、国民健康保険表彰式及び被保険者慰安の催し（三日）
三、講演会（四日）
四、保健スポーツ関係団体各グループの自主的活動（会期中）

教育委員会より

広報

◇『これからの農村』六月号を配布します

「これからの農村」の六月号を館報と同時に配布します。全家庭に行き届きませんが回覧して御利用下さい。「日向夏ミカン」の栽培や「本県農業経営の先端を行く人々」の紹介それに、「暖地ピート栽培のすすめかた」など、すぐ皆さんのお役にたつような記事がたくさんのせてあります。

◇きれいな選挙をすすめましょう。

参議院議員の選挙をひかえいま全国的に買収や供応を追放する運動が行なわれています。お互にきれいな選挙ができるよう、日頃から心がけておきましょう。

昭和三十七年度 農業共済事業のおしらせ

一、安くなる共済掛金等

町移譲により本年産水陸稲、麦、蚕繭、家畜共済の掛金等は次のとおり三十六年産より安くなりました。従来とことなり今後は地方税法により徴収されることになります。尚納入の方法は納税組合を通じて依頼します。

共済掛金の算定（例）

水稲

共済金額　kg当　35円（1石5.250円）

基準反収2石4斗のときは360kg×$\frac{7}{10}$=252kg－引受数量

農家負担掛金率 2.0%　35円×2.0%=70銭

賦課金 kg当 55銭　農家負担　70銭+55銭=1円25銭

農家負担金　252kg×1円25銭=315円（1反当り）

町		旧共済組合
1反	315円	499円
3反	945円	1.199円
5反	1.575円	1.896円
1町	3.150円	3.642円

陸稲

共済金額　1kg当　35円（1石5.250円）

基準反収　1石のときは150kg×$\frac{7}{10}$=105kg－引受数量

農家負担掛金率　5.4%　35円×5.4%=1円89銭

賦課金　kg当　55銭　1円89銭+55=2円44銭

農家負担金　105kg×2円44銭=256円　旧組合 265円

麦

共済金額　1kg当　25円（1石 3.500円）

基準反収1石1斗のときは150kg×$\frac{7}{10}$=105kg－引受数量

農家負担掛金率2.8%　25円×28%=70銭

賦課金　70銭　70銭+70銭=1円40銭

1反当農家負担金　105kg×1円40銭=147円　旧組合 195円

春蚕繭

箱当り共済金額　4.500円　農家負担率　2.6%

農家負担 4.500円×2.6%=117円　賦課金90円=207円

夏秋蚕繭

箱当り共済金額　4.000円　農家負担率　3.9%

4.000円×3.9%=150円　賦課金90円156円+90円=246円

旧組合時より1箱当り50円安くなった。

家畜共済については診療点数表の改正により約二割の診療費の引上により掛金も高くなりましたが本町のみは賦課金の軽減により次のとおりの額となりました

共済掛金表

種別 ＼ 共済金額		10.000	20.000	30.000	40.000	50.000
乳牛	町	922	1.844	2.766	3.688	4.610
	組合	955	1.910	2.865	3.820	4.775
育成乳牛	町	793	1.586	2.379	3.172	3.965
	組合	830	1.660	2.490	3.320	4.150
他牛	町	342	684	1.026	1.368	1.712
	組合	385	770	1.155	1.540	1.926
農馬	町	872	1.744	2.916	3.599	4.589
	組合	905	1.810	2.715	3.700	4.690

備考

CATは三股農協にて販売しております価格は一〇〇瓦三三〇円です。

甘藷に対する除草剤による 雑草の防除対策

甘藷栽培において毎年雑草になやまされ一寸油断すると甘藷畑か草畑か分らない位雑草が繁り草取りに多くの労力を要しておりますが近年試験場の試験結果その効果が認められ実績も上がっておりますので使用法を説明します。

一、使用薬剤

CAT（シマジン）

二、使用量

一a当（約一畝）成分量5～7.5g（製品量10～15g）を水一二ℓ（約六升）に溶かして使用する。

三、撒布の方法

甘藷挿苗後七日以内に噴霧器で畑の全面にむらのない様に撒布する。

使用上の注意

一、使用量を正確にする

二、撒布直後に降雨があると効果が劣るので天候を見て出来得れば降雨后に撒布するとよい

三、使用後の機械はよく洗っておくこと

身体障害者（児）（及び精神薄弱者児）の巡回相談の実施要綱きまる

今回これらの人々の更生に必要な相談に応ずるため別記要綱により巡回相談を実施することになりましたのでなるべく多数御相談下さるよう御知らせ致します。

なお当日は国民年金法に基づく障害年金についての相談もあります。

記

1 相談対象者は身体障害者（児）

2 会場　三股町中央公民館

3 日時　七月三日　午前九時　午後三時

記

1 身体障害者手帳交付該当者の無料診査及び手帳交付申請に必要な手続並に写真撮影

2 更生医療及び育成医療の該不の判定並びに給付申請に必要な手続

3 補装具交付（修理）の該否の判定及び給付申請に必要な手続

4 心理学的職能的判定

5 義肢の型とり又は修理

6 社会的更生のための相談

夏の衛生を守りましょう

冬ごもりから脱皮して段々農家の仕事の量が増加しの上太陽の光熱で普通健康なる私共の身体を沮害しょうとかかって居ります。この時に食べものの栄養が不足致しますと取り返しの出体でも疲労勝になり善良